

産業医等の選任状況

(※) 「産業医等」とは、事業所の労働者数が50人以上の場合は、労働安全衛生法で定める産業医、50人未満の場合は、労働者の健康管理を行うために事業者から選任された医師をいいます。

(%)

事業所規模	定期健康診断を実施した事業所の割合 (A)	左記事業所のうち産業医等を選任している事業所の割合 (B)	(A) × (B)
5000人以上	100	100	100
1000～4999人	99.6	99.2	98.8
500～999人	100	97.9	97.9
300～499人	99.6	98.8	98.4
100～299人	99.5	94.1	93.6
50～99人	98.5	78.6	77.4
30～49人	95.9	43.4	41.6
10～29人	88.7	33.3	29.5